第三節　農林水産業の復興及び再生のための施策等

（農林水産業の復興及び再生のための施策）

第五十三条　国は、原子力災害による被害を受けた福島の農林水産業の復興及び再生を推進するため、福島の地方公共団体が行う農林水産物の消費の拡大、農林水産業に係る生産基盤の整備、農林水産物の加工及び流通の合理化、地域資源を活用した取組の推進、農林水産業を担うべき人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（中小企業の復興及び再生のための施策）

第五十四条　国は、原子力災害による被害を受けた福島の中小企業の復興及び再生を推進するため、中小企業の振興のために福島の地方公共団体が行う資金の確保、人材の育成、生産若しくは販売又は役務の提供に係る技術の研究開発の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（職業指導等の措置）

第五十五条　国は、福島の労働者の職業の安定を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

（観光の振興等を通じた福島の復興及び再生のための施策）

第五十六条　国は、観光の振興を通じて原子力災害による被害を受けた福島の復興及び再生を推進するため、福島の地方公共団体が行う国内外からの観光旅客の来訪の促進、福島の観光地の魅力の増進、国内外における福島の宣伝、国際会議の誘致を含めた国際交流の推進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2　独立行政法人国際交流基金は、福島の特性に配慮し、国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい、国際文化交流を目的とする催しの実施若しくはあっせん又は当該催しへの援助若しくは参加その他の必要な措置を講ずることにより、福島の国際交流の推進に資するよう努めるものとする。

（その他の産業の復興及び再生のための措置）

第五十七条　国は、第五十三条から前条までに定めるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第六章　新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

（重点推進計画の認定）

第五十八条　福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第六十一条において同じ。）の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2　重点推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　重点推進計画の区域

二　重点推進計画の目標

三　前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

四　計画期間

3　福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4　第一項の規定による申請には、前項の規定により聴いた関係市町村長の意見の概要を記載した書面を添付しなければならない。

5　内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があった重点推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　福島復興再生基本方針に適合するものであること。

二　当該重点推進計画の実施が新たな産業の創出等に寄与するものであると認められること。

三　円滑かつ確実に実施されるものと見込まれるものであること。

6　内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第六十条に規定する事業又は第六十一条若しくは第六十二条に規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

7　内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第五十九条　東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第五項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「、認定を受けた」とあるのは「、福島復興再生特別措置法第五十八条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第五項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第六項に規定する重点推進事項（以下「重点推進事項」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第七項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第六十条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第五十八条第五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次条及び第六十二条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

（研究開発の推進等のための施策）

第六十一条　国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（企業の立地の促進等のための施策）

第六十二条　国は、認定重点推進計画の迅速かつ確実な実施を確保するため、福島県が行う新たな産業の創出等に必要となる企業の立地の促進、高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（その他の新たな産業の創出等のための措置）

第六十三条　国は、前三条に定めるもののほか、福島において新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進を図るために必要な財政上の措置、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令の規定による手続の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。